平成２３年（フ）第６０６号
茨城県水戸市小吹町2057番地の47
破産者　田中　恵一
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９号
茨城県鉾田市串挽94番地
破産者　深作　　界
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６１号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原3122番地４
破産者　櫻井　哲男
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保503番地１
破産者　浅見　俊雄
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６号
埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保503番地１
破産者　浅見　政江
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３７号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　17―401
破産者　三上　美穂
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４４号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目20番19号　野崎方
破産者　池崎カヨ子
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７６号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目11番24―Ｂ―203号
破産者　坂本　昌子
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１５号
静岡県島田市祇園町8486番地の２
破産者　杉本　隆夫
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１６号
静岡市葵区千代田７丁目10番１号
破産者　納本　勝郎
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３０号
静岡県焼津市石津76番地　サンフォルネ202、旧住所静岡県焼津市柳新屋220番地　モンレーブ西焼津701号
破産者　石上　　誠
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６号
静岡市清水区興津中町1437番地
破産者　青野　幸平
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８号
静岡県牧之原市須々木767番地
破産者　増田　直子
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８号
静岡市駿河区下島395番地の８　やんぱる下島Ａ102号
破産者　朝比奈　哲
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６６号
静岡県藤枝市時ケ谷380番地の７　エントピアM102号
破産者　伏見とみ子
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６０１号
名古屋市熱田区白鳥２丁目12番４号　ハーモニアス白鳥301号
破産者　安田　　櫻
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８１３号
愛知県春日井市勝川町９丁目11番地５
破産者　横井　和敏
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８７号
名古屋市中川区水里５丁目487番地　東水明台19―４
破産者　奥山　和美（旧姓森部）
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９５号
名古屋市中区大須２丁目23番36号　ラディアント大須702号
破産者　島　恵利子
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部